

有限責任中間法人 評議員・役員選出規程（案）

第1条 この規程は、有限責任中間法人日本看護科学学会（以下、「本会」という）定款第18条並びに第27条及び定款施行細則第3条を受け、評議員並びに役員の選出に必要な事項を定める。

（選挙管理委員会）

第2条 理事会は、被選挙権を有しない正会員の中から5名の選挙管理委員を委嘱する。選挙管理委員は、選挙管理委員会（以下「委員会」とする）を組織し、評議員及び役員の選出を行う。

2 委員会に委員長を置く。委員長は選挙管理委員の互選によって定める。選挙管理委員は、選挙権を有する。

3 選挙管理委員の任期は、期間内の2回目の理事の選挙の事務が終了した時までとする。

（評議員選出）

第3条 評議員は、地区別に選出するものとする。地区別の区分については、北海道、東北、東京、北関東、南関東、甲信越、北陸、東海、近畿、中国・四国、九州・沖縄の11地区とし、その定数は次のように定める。

正会員30人に1人とする

正会員30人以内の場合は1人とする

正会員30人を超える場合、端数が16人以上となれば1人を加える

第4条 選挙人名簿作成時現在、その年度の会費を納入した正会員は選挙権を有する。

第5条 入会年度を含めて3年以上を経過し、第4条に該当する会員は、被選挙権を有する。

第6条 選挙人名簿及び被選挙人名簿は、選挙管理委員会で作成し理事会の承認を得て選挙人に配布しなければならない。

2 前項名簿は地区別に作成する。

第7条 選挙期日は、委員会で決定し、正会員に公示しなければならない。

第8条 選挙は、無記名投票により行う。

第9条 投票は、選挙人1人につき、各所属地区の評議員数を連記する。

第10条 開票は委員会が行う。

第11条 開票は、学会誌その他に公示した日までの消印で委員会に到着したものについて行う。

第12条 次の投票は無効とする。

正規の投票用紙及び封筒を用いないもの

外封筒に記名のないもの

被選挙権を有しない者を記名したもの

その他選挙の規定に反するもの

第13条 選挙において有効投票を多数得た者から順に当選人とする。

2 同数の有効投票を得た者については、抽選により当選人を決定する。

当選人が定まったときは、委員会は当選人に当選の旨を通知し、その承諾を得て学会総会に報告し承認を得、学会誌及びインターネットのウェブサイトに掲載しなければならない。

第 14 条 当選人が辞退した時は、次点の者から順に繰り上げて当選することとする。

(役員選出)

第 15 条 定款第 27 条に基づき、指名理事を除く役員の選出は社員の中から互選によって行う。

第 16 条 理事(指名理事を除く)の選出は社員 1 名につき、3 名連記無記名投票によって行う。

第 17 条 監事の選出は社員 1 名につき、単記無記名投票によって行う。

第 18 条 次の投票は無効とする。

正規の投票用紙及び封筒を用いないもの

外封筒に記名のないもの

被選挙権を有しない者を記名したもの

投票期限を過ぎてから到着したもの

その他選挙の規定に反するもの

第 19 条 有効投票を多数得た者から順に理事及び監事を選出する。

2 同数の有効投票を得た者については、抽選により決定する。

3 理事、監事の両方に当選した者は、得票数の多いほうの役員として選出し、理事、監事両方に同数の得票を得た者は、理事として選出する。

4 理事長は、選出された者にその旨を通知し、その承諾を得て学会総会に報告し承認を得、学会誌及びインターネットのウェブサイトに掲載しなければならない。

第 20 条 選出された者が辞退した時は、次点の者から順に繰り上げることとする。